審 査 基 準

令和３年６月１１日作成

法　　令　　名：金属くず営業条例
根　拠　条　項：第３条
処　分　の　概　要：金属くず商の許可
原権者（委任先）：福井県公安委員会
法 令 の 定 め ： 金属くず営業条例第４条（許可の基準） 金属くず営業条例施行規則第２条（申請及び届出の一般的手続） 〃　　第３条（許可の申請）
審 査 基 準 ： 金属くず営業条例第４条各号の欠格要件に該当しないこと。 金属くず営業条例を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標準処理期間：４０日（行政庁の休日は含まない。）
申　請　先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）
問い合わせ先：警察本部生活安全部生活安全企画課営業係 電話０７７６－２２－２８８０（内線３１７２，３１７３）
備　　考：